

一般社団法人 長崎青年会議所
会費規則

第1条 (総 則)

定款第9条に定める入会金および会費の納入についてはこの規則の定めるところによる。

第2条 (改廃の手続き)

本規則の制定及び変更は、総会において行なわなければならない。

第3条 (正会員の会費)

正会員は、会費として1ヵ年160,000円を納入しなければならない。ただし、事業年度の中途において入退会したものは、月割により納入する。この場合は1ヵ月13,334円として納入する。

第4条 (会費の納期)

会費はすべて前納とし、下記に定める納期までに預金口座振替にて納入する。止むを得ず預金口座振替以外の納入方法を取る場合は、事前に専務理事の承認を必要とし、専務理事はその事由を理事会に報告しなければならない。

(1) 年1回納入の場合		
(1~12月)	160,000円	1月15日
(2) 年2回納入の場合		
(1~6月)	80,000円	1月15日
(7~12月)	80,000円	7月15日
(3) 年4回納入の場合		
(1~3月)	40,000円	1月15日
(4~6月)	40,000円	4月15日
(7~9月)	40,000円	7月15日
(10~12月)	40,000円	10月15日

第5条 (入 会 金)

正会員は、入会にあたり入会金として50,000円を納入しなければならない。ただし、再入会および移籍入会の場合は、10,000円とする。

第6条 (入会金の納期)

入会金の納期は、入会許可の通知を受けてから1ヵ月以内に納入しなければならない。

第7条 (会費納入の督促)

担当理事は、会費納入期日後最近に開かれる理事会に会費未納者を報告し、直ちに会費納入の督促を行わなければならない。

- 2 次回開催の理事会において、担当理事はその結果を報告し、滞納会員に対し前項の督促から3週間を超える間隔で2回目の督促を行う。
- 3 前2回の督促にもかかわらず、なお停滞している会員に対しては、2回目の督促から3週間を超える間隔で内容証明郵便による3回目の督促を行う。その後なお1ヵ月以上会費を納入しないときは、定款第10条に基づき、会員の資格を失う。

第8条 (特別会員の会費)

特別会員は終身会費として30,000円納入しなければならない。

第9条 (特別会員会費の納期)

正会員が制限年令に達した年度の10月31日までに納入しなければならない。

第10条 (休会員の会費)

休会員の会費は免除しない。

第11条 (臨時会費)

臨時会費は理事会において定め、そのつど徴収する。

第12条 (賛助会員の会費)

賛助会員は、会費として1ヵ年1口100,000円とし、口数の制限はしない。

第13条 (不返還)

既納の入会金および会費は、定款第14条に基づき一切返還しないものとする。

附 則

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。